

安城市ライフデザインセミナー運営等業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領

1 趣旨

この実施要領は、安城市が発注する「安城市ライフデザインセミナー運営等業務」の委託契約の相手方となる候補者を公募型プロポーザル方式により決定するために、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

安城市ライフデザインセミナー運営等業務

(2) 業務場所

安城市内

(3) 業務内容

「安城市ライフデザインセミナー運営等業務仕様書」のとおり

(4) 履行期間

契約締結日の翌日～令和9年3月12日（金）

(5) 提案上限額

総額 金3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1) 令和8年4月1日において、安城市競争入札参加資格者名簿（物品・その他委託）に掲載されている事業者であること。
- (2) 公告日から契約締結日までに、安城市工事請負契約等に係る入札参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 過去5年間（令和3年度～令和7年度）に、官公庁（国、地方公共団並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第2条第1項に規定されている特殊法人に限る。）発注のライフデザイン支援業務、及び官公庁又は民間事業者発注の動画制作業務を元請として完了した実績があること。
- (5) 公告の日から契約締結日までの間において、「安城市が行う事務及び事業か

らの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月30日付安城市長・愛知県安城警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。

4 日程

日程は次のとおりとする。ただし、都合により変更する場合がある。

項目	日程
公告	令和8年3月26日（木）
参加表明書の提出期間	令和8年3月26日（木）～4月7日（火）午後5時
質問書の提出期間	令和8年3月26日（木）～4月3日（金）午後5時
質問書への回答期限	令和8年4月6日（月）
企画提案書の提出期間	令和8年4月8日（水）～4月15日（水）午後5時
プレゼンテーション審査	令和8年4月27日（月）～5月1日（金）
選定結果通知発送	令和8年5月上旬
契約の締結	令和8年5月中旬

5 参加手続

（1）参加表明

ア 提出書類

（ア）参加表明書（様式1）

（イ）会社概要（様式2）

（ウ）業務実績調書（様式3）

イ 提出部数

各正本1部

ウ 提出期間

令和8年3月26日（木）午前9時～4月7日（火）午後5時必着

エ 提出先

〒446-8501 安城市桜町18番23号

安城市 こども健康部 こども課 こども政策係

オ 提出方法

持参（土・日曜日を除く午前9時から午後5時までの間に限る。）又は郵送（簡易書留又は一般書留に限る。）とする。なお、提出にあたっては、令

和8年4月6日（月）午後5時までに、「11 連絡先」へ提出の旨を電話連絡すること。発注者は、郵送事故等により提出期限までに届かない場合の責任を負わない。

カ 参加資格の確認

参加資格の確認の結果、失格者がいる場合は、令和8年4月8日（水）を目途に、その旨を当該失格者の参加申込書に記載されたメールアドレス宛に通知する。

キ その他

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和8年4月15日（水）午後5時までに辞退届（様式4）を提出すること。提出は、「11 連絡先」へ持参又は郵送すること。なお、参加辞退は自由であり、辞退したとしても以後不利益な扱いは行わない。

（2）質問

ア 提出書類

質問書（様式5）

イ 提出期間

令和8年3月26日（木）～4月3日（金）午後5時必着

ウ 提出方法

「11 連絡先」に記載のメールアドレス宛に提出すること。メールの件名は、「【質問者名】安城市ライフデザインセミナー運営等業務質問書」とし、メール送信後に必ず電話で到達確認すること。

エ 質問に対する回答

質問者の名称等を伏せた上で、令和8年4月6日（月）までに回答を安城市公式ウェブサイト（本実施要領が記載されているページ）にて公表する。

（3）企画提案

ア 提出書類

（ア）企画提案書

a 様式等

（a）様式は任意とする。表題は「安城市ライフデザインセミナー運営等業務企画提案書」とし、提案者の名称を記載すること。

（b）A4判長辺綴じ両面印刷にて作成すること。A3判の用紙を使用する場合は、片面印刷とすること。

(c) 文字サイズは、原則12ポイント以上とすること。ただし、注記については12ポイント未満の使用を認める。

(d) ページ番号を付記すること。位置は問わない。

b 構成

企画提案書に記載する項目は以下のとおりとし、「別紙1 評価項目及び配点」に掲げる内容を踏まえて作成すること。

提案書記載項目		内容
1 基本方針	1	業務の趣旨・目的 ・業務の趣旨・目的を踏まえ、受託に向けた考え方及び具体的な取組方針を示すこと
2 企画提案	1	ライフデザインセミナー ・仕様書に記載する「3業務の概要(1)ライフデザインセミナーの企画・運営」について、企画案を示すこと
	2	ライフデザイン動画 ・仕様書に記載する「3業務の概要(2)ライフデザイン動画の制作」について、企画案を示すこと
3 実施体制	1	業務遂行力 ・官公庁発注のライフデザイン支援業務に係る元請完了実績を記載すること ・官公庁又は民間事業者発注の動画制作業務に係る元請完了実績を記載すること ・統括責任者、担当者及びセミナー講師、並びに当該業務を実施する組織体制を記載すること ・業務の一部を再委託するなど、連携する外部事業者等がある場合は、その連携内容についても記載すること

c その他

専門用語をできるだけ避け、理解できる内容とすること。やむを得ず専門用語や略語を使用する場合は、説明書きを付すこと。また、写真、挿絵、図面等を有効に使い、視覚的に分かりやすい構成とすること。

(イ) 見積書及び見積内訳書

安城市ライフデザインセミナー運営等業務に要する費用の総額を見積書(様式6)に記載すること。見積書には代表者印を押印すること。また、見積書の金額の内訳を見積内訳書(様式任意)に記載し、添付すること。

イ 提出部数

(ア) は8部(正本1部、副本7部)、(イ) は正本1部を提出すること。また、電子データ一式をDVD-R等で提出すること。

ウ 提出期間

令和8年4月8日（水）午前9時～4月15日（水）午後5時必着

エ 提出先・提出方法

5（1）参加表明の提出と同様とする。

なお、提出にあたっては、令和8年4月14日（火）午後5時までに、「11 連絡先」へ提出の旨を電話連絡すること。

（4）提出書類の変更

企画提案に関する書類の追加、変更、差替え又は再提出は認めない。ただし、誤字脱字等軽微な修正は、発注者に事前連絡し、承諾を得た場合は修正できる。

6 プレゼンテーション審査

（1）日時・会場

プレゼンテーション審査は、令和8年4月27日（月）～5月1日（金）に実施する。時間や会場等の詳細は、該当者に別途通知する。

（2）内容（目安）※実際の時間構成は別途通知する。

ア 発表（20分）

イ 質疑応答（10分）

（3）説明者

会場に入場できる者は、3名までとする。説明者は、本業務を実際に行う者を主とすること。

（4）その他

ア 発注者が用意するプロジェクターやスクリーン、モニター、HDMIケーブルなどを使用し、提出した企画提案書を用いて説明すること。パソコンは参加事業者が用意し、接続の際に変換器が必要な場合は持参すること。

イ 質疑に対する回答は、プレゼンテーション審査内で回答すること。

ウ 発注者は、プレゼンテーション審査の内容を必要に応じて録画・録音するため、あらかじめ了承すること。

7 選定

安城市ライフデザインセミナー運営等業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書等に基づき、最も優れた企画提案をした者（以下「優先交渉権者」という。）を選定する。

(1) 選定方法

ア 別紙1「評価項目及び配点」により審査を行う。

イ 候補者の選定方法については、別紙2「選定委員会における候補者の選定方法」のとおりとする。

(2) 選定結果

選定結果は、令和8年5月上旬に文書を発送し通知するとともに、市公式ウェブサイトで公表する。

8 企画提案の無効

次のいずれかに該当する場合は、企画提案を無効とする。

(1) 提出書類が提出期限、提出場所又は提出方法に適合しない場合

(2) 提出書類に記載すべき事項が記載されていない、記載すべき事項以外の内容が記載されている等の不備がある場合

(3) 提出書類に虚偽の記載がある場合

(4) 複数の企画提案書を提出した場合

(5) 見積書(様式6)に記入された金額に消費税及び地方消費税を含めた金額が提案上限額を超えた場合

(6) プレゼンテーション審査に参加しなかった場合

(7) 内容の問い合わせ等に応じなかった場合

(8) 本プロポーザルの公告後、選定委員に働きかけがあったと認められた場合

(9) その他選定委員会において不相当と認められた場合

9 契約

発注者は、優先交渉権者を契約候補者として特定し、企画提案に基づき、業務の履行に必要な具体の履行条件など協議と調整を行い、契約を締結する。

なお、優先交渉権者との交渉が整わない場合又は優先交渉権者がその資格を喪失した場合は、次点の者と協議を行う。

10 その他留意事項

(1) 本プロポーザルに係る説明会は行わない。

(2) 本プロポーザルに係る提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション等の費用は、全て参加者の負担とする。

- (3) 決定した業者の企画提案書に係る著作権は、安城市に帰属する。
- (4) 企画提案の実現可能性を検討するため、必要に応じて任意で追加資料を求め
ることがある。
- (5) 選定の経緯については、公表しない。
- (6) 選定結果に対する異議申立ては、受け付けない。
- (7) 提出された書類及び電子データは返却しない。
- (8) 提出された書類及び電子データは、参加者に無断で他の用途に使用しない。
- (9) 提出された書類及び電子データは、必要な範囲において複製を作成すること
がある。
- (10) 本業務実施において、選定された優秀提案者の企画提案に拘束されない。
- (11) 本プロポーザルにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本通貨、計量単位は
計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (12) 提出書類について安城市情報公開条例（平成12年安城市条例第49号）第
6条に基づく開示請求があったときは、一般社員の氏名、経歴等の個人情報に
該当するものを除き原則として開示することとなる。ただし、法人その他の団
体の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するものは不開示となる場合
があるため、これに該当する部分があるときは、不開示としてほしい項目及び
その項目ごとの具体的な理由（どのような根拠で、どのような権利利益が害さ
れるか等）を、企画提案書の提出時に、書面により申し出ること。ただし、当
該項目及び理由が同条例第7条各号に該当すると認めがたい場合は、開示する
ことがある。

1 1 連絡先

安城市 こども健康部 こども課 こども政策係

〒446-8501 愛知県安城市桜町18番23号

電 話 0566-71-2292

F A X 0566-76-1112

メ ー ル shien@city.anjo.lg.jp

別紙1 評価項目及び配点

区分	評価項目	評価の視点・指標	配点
基本方針	業務の趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の趣旨・目的を踏まえた提案内容になっているか。 	5点
企画提案	ライフデザインセミナーの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフイベントに関して、自分自身の考えや見通しをあらかじめ整理するために必要な知識を提供できるか。 ・一定の価値観を押し付けず、社会的状況に配慮した内容となっているか。 ・ライフデザインへの理解が深まるような工夫や手法がとられているか。 ・対象校のニーズを取り入れて、柔軟にセミナーを企画できるか。 	30点
	ライフデザイン動画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・若い世代がライフデザインを考えるきっかけとなり、身近に感じてもらえるような内容となっているか。 	20点
実施体制	業務遂行力	<ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間（令和3年度～令和7年度）における官公庁の発注するライフデザイン支援業務で、元請けとしての実績は十分か。 ・過去5年間（令和3年度～令和7年度）における官公庁又は民間事業者の発注する動画制作業務で、元請けとしての実績は十分か。 ・担当者及びセミナー講師の経験年数、実績及び専門知識は十分か。 ・担当者数、担当者の配置及び連絡体制は、適切な業務を提供できるようになっているか。 	20点
プレゼン	業務に対する姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・業務に対する熱意・積極性が感じられるか。 ・説明・資料がわかりやすく説得力があるか。 ・質問に対する回答が適切か。 	5点
価格	価格評価	<ul style="list-style-type: none"> ・最低見積価格/当該業者の見積価格×20点 	20点
合 計			100点

選定委員会における候補者の選定方法

I 基本事項

- (1) 委員ごとに、評価基準に示す項目ごとに採点する。
- (2) 各委員の合計点を集計した点数（価格点を除く）が、満点の6割に満たない者は選外とする。ただし、すべての者が、総合計点が満点の6割未満のため選外となった場合は、委員の協議により候補者を選定する。

II 提案者が2者の場合

- (1) 各委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。（判定事例1）
- (2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高い者を候補者、他方を次点者とする。（判定事例2）
 総合計点も同点の場合は、今回の見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

判定事例1（委員数が7人の場合）

	A	B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	2位
選定委員⑤	1位	2位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	5	2

← 第1位と採点した委員を多く（5人）獲得した〔A〕を候補者、〔B〕を次点者とする。

判定事例2（委員数が7人の場合）

	A	B
選定委員①	1位	2位
選定委員②	1位	2位
選定委員③	1位	2位
選定委員④	1位	1位
選定委員⑤	2位	1位
選定委員⑥	2位	1位
選定委員⑦	2位	1位
第1位と評価した委員の数	4	4
第2位と評価した委員の数	3	3
総合計点	700	690

← 1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員が同数であった場合は、総合計点が高い〔A〕を候補者、〔B〕を次点者とする。

1位の数及び総合計点も同点であった場合

そのうち、見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

II 提案者が3者以上の場合

(1) 委員ごとに合計点の高い者から順位を付け、第1位と採点した委員を最も多く獲得した者を候補者、2番目に多く獲得した者を次点者とする。ただし、すべての委員が第1位とした者があった場合は、その者を候補者、第2位を最も多く獲得した者を次点者とする。

(2) 第1位と採点した委員が同数である場合は、そのもののうち第2位をより多く獲得したものを候補者とする。(判定事例1)

ただし、第1位の数及び第2位の数が同数であった場合は各委員の合計点を集計した点数(総合計点)がより高いものを候補者とする。(判定事例2)

(3) 第1位及び第2位と順位付けしたものが無い場合は、総合計点の高い者を上位として順位付けする。

(4) 総合計点も同点の場合は、見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。

判定事例1 (委員数が7人の場合)

	A	B	C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	2位	3位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	3位	1位	2位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	2	4	

1位の数が同数であった場合

第1位と採点した委員を最も多く(3人)獲得した者が複数ある場合は、そのうち第2位と採点した委員をより多く獲得した〔B〕を候補者、〔A〕を次点者とする。

判定事例2 (委員数が7人の場合)

	A	B	C
選定委員①	1位	2位	3位
選定委員②	1位	2位	3位
選定委員③	1位	3位	2位
選定委員④	3位	2位	1位
選定委員⑤	2位	1位	3位
選定委員⑥	2位	1位	3位
選定委員⑦	2位	1位	3位
第1位と評価した委員の数	3	3	1
第2位と評価した委員の数	3	3	
総合計点	900	890	

1位および2位の数も同数であった場合

総合計点が最も高い者〔A〕を候補者、次に高い者〔B〕を次点者とする。

1位及び2位の数も同数で、総合計点も同点であった場合

そのうち、見積価格が最も低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とする。